

# 財団法人日本体育協会加盟団体規程

## 第 1 章 総 則

### (目 的)

第1条 この規程は、寄附行為第8条第1項により、加盟団体に関する事項について定める。

(加盟団体等)

第2条 寄附行為第5条による加盟団体は、次の通りとする。

#### 1. 寄附行為第5条第1号に定める団体（以下「加盟競技団体」という。）

財団法人日本陸上競技連盟、財団法人日本水泳連盟、財団法人日本サッカー協会、財団法人全日本スキー連盟、財団法人日本テニス協会、社団法人日本ボート協会、社団法人日本ホッケー協会、社団法人日本アマチュアボクシング連盟、財団法人日本バレーボール協会、財団法人日本体操協会、財団法人日本バスケットボール協会、財団法人日本スケート連盟、財団法人日本レスリング協会、財団法人日本セーリング連盟、社団法人日本ウエイトリフティング協会、財団法人日本ハンドボール協会、財団法人日本自転車競技連盟、財団法人日本ソフトテニス連盟、財団法人日本卓球協会、財団法人全日本軟式野球連盟、財団法人日本相撲連盟、社団法人日本馬術連盟、社団法人日本フェンシング協会、財団法人全日本柔道連盟、財団法人日本ソフトボール協会、財団法人日本バドミントン協会、財団法人全日本弓道連盟、社団法人日本ライフル射撃協会、財団法人全日本剣道連盟、社団法人日本近代五種・バイアスロン連合、財団法人日本ラグビーフットボール協会、社団法人日本山岳協会、社団法人日本カヌー連盟、社団法人全日本アーチェリー連盟、財団法人全日本空手道連盟、財団法人日本アイスホッケー連盟、社団法人全日本銃剣道連盟、社団法人日本クレー射撃協会、財団法人全日本なぎなた連盟、財団法人全日本ボウリング協会、日本ボブスレー・リュージュ連盟、財団法人日本野球連盟、社団法人日本綱引連盟、財団法人少林寺拳法連盟、財団法人日本ゲートボール連合、社団法人日本武術太極拳連盟、財団法人日本ゴルフ協会、社団法人日本カーリング協会、社団法人日本パワーリフティング協会、社団法人日本オリエンテーリング協会、社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会、社団法人日本トランポリン協会、社団法人日本トライアスロン連合、日本バウンドテニス協会、社団法人日本エアロビック連盟

#### 2. 寄附行為第5条第2号に定める団体（以下「加盟都道府県体協等」という。）

財団法人北海道体育協会、財団法人青森県体育協会、財団法人岩手県体育協会、財団法人宮城県体育協会、財団法人秋田県体育協会、財団法人山形県体育協会、財団法人福島県体育協会、財団法人茨城県体育協会、財団法人栃木県体育協会、財団法人群馬県体育協会、財団法人埼玉県体育協会、財団法人千葉県体育協会、財団法人東京都体育協会、財団法人神奈川県体育協会、財団法人山梨県体育協会、財団法人新潟県体育協会、財団法人長野県体育協会、財団法人富山県体育協会、財団法人石川県体育協会、財団法人福井県体育協会、財団法人静岡県体育協会、財団法人愛知県体育協会、財団法人三重県体育協会、財団法人

岐阜県体育協会、財団法人滋賀県体育協会、財団法人京都府体育協会、財団法人大阪体育協会、財団法人兵庫県体育協会、財団法人奈良県体育協会、社団法人和歌山県体育協会、財団法人鳥取県体育協会、財団法人島根県体育協会、財団法人岡山県体育協会、財団法人広島県体育協会、財団法人山口県体育協会、財団法人香川県体育協会、財団法人徳島県体育協会、財団法人愛媛県体育協会、財団法人高知県体育協会、財団法人福岡県体育協会、財団法人佐賀県体育協会、財団法人長崎県体育協会、財団法人熊本県体育協会、財団法人大分県体育協会、財団法人宮崎県体育協会、財団法人鹿児島県体育協会、財団法人沖縄県体育協会

3. 寄附行為第5条第3号に定める団体

財団法人日本障害者スポーツ協会、財団法人日本中学校体育連盟、特定非営利活動法人日本スポーツ芸術協会、社団法人日本女子体育連盟

第3条 本会は、前条のほか、国内におけるスポーツ団体を準加盟団体とすることができる。このことに関する必要な事項は、理事会の議を経て別に定める。

2. 前項による準加盟団体は、次のとおりとする。

日本ローラースポーツ連盟、社団法人日本ダンススポーツ連盟、社団法人日本アメリカンフットボール協会

(地域区分)

第4条 加盟都道府県体協等の地域区分は、次のとおりとする。

地域名	都 道 府 県 名 区 分
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北信越	新潟、長野、富山、石川、福井
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨
東海	静岡、愛知、三重、岐阜
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	香川、徳島、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第 2 章 組 織

(加盟競技団体の組織)

第5条 加盟競技団体は、それぞれの競技別全国統轄団体として適当なる組織を有し、所属する国際競技連盟のあるものは、その規則に準拠しなければならない。

(加盟都道府県体協等の組織)

第6条 加盟都道府県体協等は、都道府県体育・スポーツの総合的統轄団体として適当なる組織を有しなければならない。

2. 前項の団体名及びその役職名には、当該の都道府県名を冠しなければならない。

第7条 第2条第3項に定める加盟団体は、スポーツに関する事業を行う統轄団体として適当なる組織を有しなければならない。

### 第 3 章 権 限

(本会評議員の選任)

第8条 加盟団体は、寄附行為第28条第2項により、各団体ごとに1名の本会評議員を選任することができる。

2. 加盟団体は評議員を選任した場合は、その団体の代表者から別紙様式により本会会長に届出なければならない。

(加盟団体会長会議その他)

第9条 本会会長は、必要と認めた場合、加盟団体会長会議、加盟競技団体会長会議又は加盟都道府県体協等会長会議を招集する。

2. 本会会長は、必要と認めた場合には、事務連絡の会議を招集する。

(地域連合会)

第10条 加盟都道府県体協等は、第4条の地域区分を単位とする連合会を結成することができる。地域連合会を結成する場合には、規約及び役員名簿を本会会長に届出なければならない。

### 第 4 章 義 務

(報告及び届出義務)

第11条 加盟団体は、毎年事業年度開始1ヵ月前から開始後1ヵ月の間に、当該年度の事業計画書及び収支予算書を、次の書類を添えて本会に届出なければならない。

(1) 役員名簿

(2) 執行機関、議決機関の議事録

(3) 民法第34条による法人格取得団体は、法人登記簿本及び代表者の印鑑証明書

第12条 加盟団体は、毎事業年度終了後2ヵ月以内に、当該年度の事業報告書を、次の書類を添えて本会に届出なければならない。

(1) 財務諸表(貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録)

(2) 会計区分ごとの収支計算書

(3) 執行機関、議決機関の議事録

(4) 当該団体の監事及び公認会計士の監査報告書

第13条 加盟団体は、本会に対し選任している評議員及び当該団体の役員並びに規程、規約、その他既に本会に提出してある書類に変更があった場合には、直ちに書面をもって本会に届出なければならない。

(分担金)

第14条 加盟団体は、寄附行為第21条に規定する年次分担金を、毎年5月末日までに納入し

なければならない。

2. 前項の分担金の金額は、加盟団体40万円、準加盟団体20万円とする。ただし、第2条第3項に定める加盟団体については、徴しないものとする。

第15条 前4条の規定は、準加盟団体についてこれを準用する。この場合において前文中、「加盟団体」とあるのは「準加盟団体」と読み替えるものとする。

## 第5章 加盟及び脱退

(加盟)

第16条 寄附行為第6条により、新たに本会の加盟団体になろうとする団体は、その代表者から次の書類を本会会長に提出し、理事会が別に定める加盟申請審査要項に基づき、理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(1) 加盟申込書（事務所所在地及び連絡先を明記すること）

(2) 規約及び加盟競技団体の場合にはその競技者規程等

(3) 所属団体及び支部組織一覧表

(4) 役員表

(5) 前年度事業概況書、当該年度事業予定表及び当該年度予算書

2. 加盟の承認を得た団体は、直ちに寄附行為第21条に規定する分担金を納付し、第8条第1項によって評議員を選任して、その氏名、住所、生年月日及びその団体における役職名を届出なければならない。

(脱退)

第17条 寄附行為第7条第1項により、加盟団体が脱退しようとする場合には、次の書類を提出し、理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

(1) 脱退願書

(2) 脱退理由書

2. 加盟団体が第2条の資格を失ったとき、又は本会の加盟団体として不相当と認められたときは、寄附行為第7条第2項により、評議員会の議決をもってこれを脱退させることができる。

(納付金等の精算)

第18条 加盟団体が前条第1項又は第2項により脱退した場合、既に納付した分担金、拠出金、支払経費等は、理由の如何を問わず返還しない。

また、脱退前に支払の義務が生じた金額は、直ちに納付しなければならない。

第19条 準加盟団体には、第16条第1項及び第17条並びに第18条の規定を準用する。

この場合において、これらの規定中「加盟団体」とあるのは「準加盟団体」と読み替えるものとする。

2. 準加盟の承認を得た団体は、直ちに第14条第2項に規定する分担金を納付しなければならない。

附則 1

1. 本規程は、昭和35年10月19日から施行する。
2. 本規程の実施とともに、財団法人日本体育協会加盟団体規程（昭和23年3月24日制定）及び財団法人日本体育協会支部規程（昭和23年4月28日制定）を廃止する。

附則 2

1. この規則は、昭和46年2月27日から施行する。

附則 3

1. この規則は、昭和47年9月27日から施行する。

附則 4

1. この規則は、昭和49年11月27日から施行する。

附則 5

1. この規則は、平成2年6月27日から施行する。

附則 6

1. この規則は、平成2年8月31日から施行する。

附則 7

1. この規則は、平成3年3月12日から施行する。

附則 8

1. この規則は、平成3年3月28日から施行する。

附則 9

1. この規則は、平成4年3月24日から施行する。

附則 10

1. この規則は、平成4年6月30日から施行する。

附則 11

1. この規則は、平成5年3月23日から施行する。

附則 12

1. この規則は、平成6年3月29日から施行する。

附則 13

1. この規則は、平成6年6月21日から施行する。

附則 14

1. この規則は、平成7年3月14日から施行する。

附則 15

1. この規則は、平成7年6月20日から施行する。

附則 16

1. この規則は、平成8年5月1日から施行する。

附則 17

1. この規則は、平成10年3月24日から施行する。

附則 18

1. この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附則 19

1. この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附則 20

1. この規則は、平成11年6月22日から施行する。

附則 21

1. この規則は、平成11年7月22日から施行する。

附則 22

1. この規則は、平成12年6月16日から施行する。

附則 23

1. この規則は、平成12年6月27日から施行する。

附則 24

1. この規則は、平成13年3月27日から施行する。

附則 25

1. この規則は、平成13年6月26日から施行する。

附則 26

1. この規則は、平成14年9月5日から施行する。

附則 27

1. この規則は、平成15年6月24日から施行する。

附則 28

1. この規則は、平成16年3月23日から施行する。

附則 29

1. この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附則 30

1. この規則は、平成19年3月28日から施行する。